

3 産科医療補償制度の周知について

産科医療補償制度は、分娩に関連して発症した重度脳性麻痺児とその家族の経済的負担を速やかに補償するとともに、脳性麻痺発症の原因分析を行い、同じような事例の再発防止に資する情報を提供することなどにより、紛争の防止・早期解決及び産科医療の質の向上を図ることを目的に平成21年1月に創設された制度であり、(公財)日本医療機能評価機構において実施している。

本制度の申請期限は児の満5歳の誕生日までとなっており、制度を開始した平成21年に生まれた児は、平成26年年初より順次補償申請の期限を迎えることとなり、制度の周知が不十分であれば、本制度を知らないまま申請期限が過ぎ、補償対象となるにもかかわらず補償を受けることができないという事態が生じるおそれがある。

平成21年に生まれた児の10月末時点の補償対象者数は225人であるが、先般公表された「医学的調査専門委員会」による現行制度の補償対象者数の推計値は年間481人(推定区間:340~623人)とされており、「補償申請を行えば補償対象と認定される可能性があるものの、いまだ申請が行われていない」状態にある脳性麻痺児がまだ多くいる可能性がある。

昨年9月から、運営組織では制度の周知を強化し、産科医療関係者をはじめ、脳性麻痺児と関わる機会の多い医療関係者、福祉関係者、行政等の協力のもと補償申請の促進を行ってきた結果、本年3月以降、補償申請書類の請求が大幅に増加し、平成21年に生まれた児の10月末時点の申請準備中の件数は202人となり、補償対象者数と合わせると427名となっている。

※参考事例については、関連資料5

平成21年1月に生まれた児は、あと1ヶ月で申請期限を迎えることから、本制度及びその申請期限について、各市区町村の障害者手帳の窓口等において、関連資料6を活用するなどにより、周知いただくようお願いしたい。

なお、不明な点やポスター・チラシ等配付資料が必要な場合(随時無料にて送付)については、産科医療補償制度専用コールセンターまでお願いしたい。

産科医療補償制度専用コールセンター

フリーダイヤル 0120-330-637 受付時間:午前9時~午後5時(土日祝除く)

産科医療補償制度ホームページ

産科医療補償制度

検索

<http://www.sanka-hp.jcqhc.or.jp/>